

ワークプランの更新—IASB

IASBは、IFRSの改訂プロジェクトに関するワークプランを9月23日付けで更新した。前回のワークプラン（7月20日付け）からの主な変更点等は、次のとおりである。

リサーチ・プロジェクト

- ・「開示イニシアティブ：開示の原則」のDP公表予定…3カ月以内（2016年12月）
- ・「主要財務諸表」のプロジェクト範囲の決定予定…3カ月以内
- ・「株式報酬」のリサーチ・サマリーの公表予定…3カ月以内
- ・「基準書の設定等を予定しているプロジェクト」

限定的な範囲における改訂およびIFRIC解釈指針

- ・「保険契約」の基準書の公表予定…6カ月以内（2017年3月）
- ・「事業の定義および従前から保有している持分の会計処理（ED公表中）」のプロジェクトの方向性の決定…6カ月以内
- ・「外貨建取引および前払対価」のIFRIC解釈指針の公表予定…3カ月以内（2016年12月）
- ・「投資不動産の振替」の改訂基準の公表予定…3カ月以内

（図表）IASBのワークプラン

	現在の活動	公表等予定時期		
		3カ月以内	6カ月以内	6カ月後以降
リサーチ・プロジェクト				
開示イニシアティブ：開示の原則	DPの起草	DP公表 (12月を予定)		
主要財務諸表	分析	プロジェクトの 範囲の決定		
共通支配下の企業結合	分析			DP公表
動的リスク管理	分析			DP公表
資本の性質を有する金融商品	分析			DP公表
のれんおよび減損	分析			プロジェクトの 方向性の決定
割引率	分析		リサーチ・サマリー の公表	
株式報酬	リサーチ・サマリー の起草	リサーチ・サマリー の公表		
基準書の設定等を予定しているプロジェクト				
概念フレームワーク	分析			概念フレーム・ワー クの公表
開示イニシアティブ：重要性に関するプラクティス・ ステートメント	分析	プロジェクトの 方向性の決定		
保険契約	IFRS基準書の起草		IFRS基準書の公表 (3月を予定)	
料金規制事業	分析			DP公表
限定的な範囲における改訂およびIFRIC解釈指針				
会計方針の変更と見直し	EDの起草		ED公表	
適用後レビューから生じたIFRS8号の明確化	EDの起草		ED公表	
負債の分類 (IAS1号の改訂案)	分析			改訂IFRSの公表
事業の定義および従前から保有している持分の会 計処理 (IFRS3号およびIFRS11号の改訂案) (コメ ント期限：2016年10月31日)	パブリック・コンサ ルテーション		プロジェクトの 方向性の決定	
外貨建取引および前払対価	草案作成	IFRIC解釈指針の 公表 (12月を予定)		
制度改訂、縮小または清算時の再測定／確定給付 制度からの積立超過の返還の利用可能性 (IAS19 号およびIFRIC14号の改訂案)	分析	プロジェクトの方向 性の決定		
投資不動産の振替 (IAS40号の改訂案)	草案作成	改訂IFRSの公表 (12月を予定)		
法人所得税の会計処理に関する不確実性 (IFRIC解 釈指針案)	分析			IFRIC解釈指針の 公表
年次改善2014-2016年	草案作成	改訂IFRSの公表 (12月を予定)		
年次改善2015-2017年	草案作成		ED公表	
適用後レビュー				
IFRS13号「公正価値測定」の適用後レビュー	分析		プロジェクトの 方向性の決定	
連結財務諸表および共同契約に関するIFRS10号 -12号の適用後レビュー				適用後レビューの 開始

「ED」は公開草案、「DP」はディスカッション・ペーパー、「IFRS」は最終基準書を表している。

（2016年12月）
・法人所得税の会計処理に関する

は、来年3月に公表される予定であるが、現状は詳細論点

る不確実性」のIFRIC解釈指針の公表予定…6カ月以内

の検討が行われている。また9月に、保険契約を発行している企業が、新保険契約会計基準を適用する前に、IFRS9号「金融商品」を適用する際の問題に対応するための、IFR

S4号の改訂基準が公表されている（2016年10月10日号（No.1459）情報フラッシュ参照）。

第三者メンバーの関与等について議論

金融庁、監査法人GC検討会

去る9月30日、金融庁は第3回監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会(以下、「検討会」という)(座長:関哲夫・株みずほフィナンシャルグループ取締役)を開催した。

今回は前回(2016年10月1日号(No.1458)情報フラッシュ参照)に引き続き、監査法人のガバナンス・コード(以下、「コード」という)策定をめぐる主な論点(案)について議論が行われた。

業務運営

具体的な項目として「適正な会計監査を実施するための人材育成等の方針」などが盛り込まれているが、「具体的な人材育成の内容ではなく、どういう人材像がよいかをコードには盛り込んだほうがよい」との意見が聞かれた。

執行およびガバナンス機関

前回に引き続き議論された。「外部の第三者の関与」をコードに盛り込むことにはメンバーから賛成の声が聞かれた。どのような人がよいかについては「他の監査法人出身者」、「ガバナンスに見識のある人」などが挙げられた一方で、「誰を呼ぶかでは

なく、法人としてどうなりた

いかという基準で選ぶべき」といった意見が聞かれた。関座長からは「尊敬される会計士を輩出するしくみになっているか?という視点から第三者を活用する余地があるのでは」との見解が示された。

具体的項目として「適正な

会計監査を実施するための人材育成等の方針」などが盛り込まれているが、「具体的な人材育成の内容ではなく、どういう人材像がよいかをコードには盛り込んだほうがよい」との意見が聞かれた。

*

次回は、これまでの意見を踏まえ、コード策定に向けて具体的な議論を行う予定。

日米の金融政策の前提を変えるOPEC減産合意

石油輸出国機構(OPEC)は9月28日、加盟14カ国の原油生産量を日量3,250万バレル、11月30日にウィーンで開催予定

300万バレルに制限すること

で合意した。減産は8年ぶりで、11月30日にウィーンで開催予定

20年来、大変お世話になってる人がいます。筆者をいつも勇気づけ、助言をくれ、誤りを正し、道を示し、ここまで育ててくれた恩師です。その人に対して、何が恩返しになるのだろう、どうやったら恩返しができるのだろうか?とずっと考えています。遠方にいる恩師に年賀状を出す、手紙を書く、会いに行くといったことは続けていますが、長年にわたって受けた恩に比べるとわずかなことしかできていないと、もどかしい気持ちになります。

恩師と出会った頃に何が恩返しになるのだろうと考えていたとき、恩師に言われた言葉があります。「自分がされてありがたいと思ったことは、後輩に同じことをしてやりなさい」という言葉です。続けて恩師は言いました。「それが私にとっても嬉しいことだ」と。当時の自分にとっては目から鱗の言葉でした。受けた恩を本人に返すのではなく、受けた恩を他の誰かに手渡すという発想はありませんでした。このことを「恩送り」ということを後に知りました。

思えば私たちは、何世代にもわたって「恩送り」を続けてきているのではないのでしょうか。恩が人から人へと渡り、連なり、支え合うことで生かされてき

たのだと思います。私たちは、まずそのことを知り、感謝の気持ちを持つべきでしょう。にもかかわらず、自分の力だけで生きていこうと考えている人が少なくないように思います。そのような人のことを「恩知らず」といいます。どうやってその歳まで生きることができたのか、どうやって苦難を乗り越えてきたのか、どうやって仕事を覚えたのか、どうやって仕事で成果を出すことができたのか。こ



れらはすべて自分1人の力ではありません。誰かのおかげであり、誰かから受けた恩によるものです。

「恩送り」によって生かされてきたことを自覚するためには、誰かから受けた恩を思い出すことが必要です。今の自分があるのは誰のおかげだろうか、1人前になれたのは誰の助けがあったからだろうか?とじっくりと振り返ってみれば、感謝の気持ちとともに誰かの存在

を思い出すでしょう。また、日常的に他者志向で生きることが大切です。つまり、自分は他者に「恩送り」ができていだろうか?と自己点検することが必要です。自分のために生きることが大切ですが、誰かのために生きることが忘れてはいけません。

これとは別にもう一つ「恩送り」の方法があると思います。それは、自分が精一杯の人生を「送る」こと、受けた恩に恥じない人生を「送る」ことです。このことは、他者に「恩送り」をすること以外に、恩師が望んでいることであり、心から喜んでくれることであると信じています。このように考えると、「恩送り」こそ、実は最高の「恩返し」なのかもしれません。

他者に恩を「送る」、受けた恩に恥じない人生を「送る」。この2つの「送る」という言葉を大切にして生きてほしいというメッセージが、筆者の恩師が伝えたかったことなのではないかと今は思います。

本コラムで皆さんに贈る言葉は「送る」です。「送る」という言葉が、恩や感謝について考えたとき、恩師に手紙を書いてみようと思ったとき、精一杯生きていこうと思ったりするきっかけになれば幸いです。

(メンタルクリエイター 江口 毅)

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2016年9月26日	IT委員会研究報告「スキャナ保存制度への対応と監査上の留意点」(公開草案)	JICPA	企業がスキャナ保存制度を採用している場合の監査上の対応について解説するもの。コメント期限は、2016年10月26日まで。 http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/main/20160926aub.html	—
2016年9月29日	関西支部監査役スタッフ研究会「監査役の会計監査と監査役スタッフの役割～会計不祥事の防止に向けた実効性のある監査とは～」	日本監査役協会	会計監査において近年発生した会計不祥事の事例等も交え、監査役として会計監査人とどのように連携すべきか、監査役自ら実施すべき監査の範囲、方法はどうかあるべきかについて調査、研究を行ったもの。 http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-370.html	—
2016年9月30日	条約第13号 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定		2016年10月28日に発効。わが国については、課税年度に基づいて課される租税については、2017年1月1日以後に開始する各課税年度の租税に適用される。	2016年10月1日号 特別企画

の定例総会でさらに詳細が話し合われる予定。
これまでは、増産凍結ですら各国の思惑からうまくいかずに石油価格の低迷につながっていただけに、減産が実現すれば、世界の金融市場や中央銀行の政策にも影響を与えることになる。実際に減産のニュースが流れた後、石油価格はWTI先物で1日に約2ドル程度の上昇をみせ、相場の支援材料となっている。ただし、11月の定例総会に向けてまだ紆余曲折はありそうだ。

たえばイランは、1月の経済制裁解除により増産に積極的なはずで、世界最大の石油産出量を誇るサウジアラビアとどのような調整が行われたのか、不透明な部分もある。価格下支えのために、とりあえず減産をアピールする必要性が先行した可能性も拭き切れない。それでも、9月末で1バレル47ドルとなっているWTI先物が、2年近く超えられなかった60ドルを安定的に上回る水準となれば、デイスインフレが進んでいる世界経済に変化の兆しを与えるきっかけとなる可能性もある。

各国の中央銀行も政策の方針転換を迫られ、特に日米に与える影響は大きい。日米の中央銀行は、物価目標2%を達成できずに目先の政策に手詰まり感が強い。日本では黒田日銀総裁が、目標未達の原因を石油価格の低下にあるとしながらも追加金融緩和を市場から催促され、アメリカでは利上げ時期をめぐる議論で、物価上昇率が足かせになっている。原油価格の上昇傾向が定着すれば、日本では出口戦略や緩和縮小の議論につながるなか、アメリカでは年内利上げ観測がいつそう強まり、来年の見通しについても回数や上げ幅を修正せざるを得ない。

これまでデフレの一因だった原油価格のトレンド変化によって、金融政策の大前提が大きく変わることになる。

迷にあるとしながらも追加金融緩和を市場から催促され、アメリカでは利上げ時期をめぐる議論で、物価上昇率が足かせになっている。原油価格の上昇傾向が定着すれば、日本では出口戦略や緩和縮小の議論につながるなか、アメリカでは年内利上げ観測がいつそう強まり、来年の見通しについても回数や上げ幅を修正せざるを得ない。

これはドイツ銀行に限ったことではなく、欧米の金融機関は程度の差はあれ、抱えている問題とみられている。ドイツ銀行にはドイツ政府が支援・救済に乗り出すか、といったところまで話が広がっている。何とも憂鬱かつ予断を許さない問題である。

日本国内に目をやると、横ばい景気が続けば株価は一進一退を繰り返すほかないと思われる。それを打ち破るには、景気横ばいを脱出する必要がある。8月に決定した安倍内閣の経済対策が実需を惹起することは多少期待できようが、横ばい脱出までの効果はないだろう。景気の方角感が変わるには、輸出の急増などといった事態が訪れるほかない。せめて外から邪魔な風が吹いてこないように願うばかりである。

米大統領選挙の株式市場への影響は？

証券